

第 2 8 7 号 答 申

第 1 審査会の結論

公立大学法人名古屋市立大学（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成26年10月10日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、「職員Aの開示された5通のメール中に送信元の返答を求めるものがあつたにもかかわらず、受信メールが存在しない。また「別途メールにて…送付…」とあるのにそのメールが存在しない。5通のメールのみ残し、受信メール及び5通以外のメールを削除した理由のわかるもの」の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 同年10月28日、実施機関は、本件公開請求に対して、本件公開請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）が存在しないことを理由として非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- 3 同年11月27日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件行政文書を公開しない理由として、当該文書を作成又は取得しておらず、不存在のためと主張している。
- 2 上記1に加え、実施機関は、弁明意見書においておおむね次のとおり主張している。
 - (1) 本件公開請求に先立ち、実施機関は、平成26年5月28日、異議申立人から「平成22年8月30日から平成23年4月7日までの総務課職員Aが送受信した電子メール全て（閲覧はできれば本信）（DVD-R希望）」の公開請求を受け、平成26年6月11日、当該公開請求に対して、5通の電子メールを特定し、一部公開決定を行った。

(2) 上記(1)の処分について、異議申立人から、平成26年6月12日及び同月19日に実施機関が特定した電子メールは公開請求した内容に対して少ないため、文書の特定に誤りがあるのではないかという内容等の問合せが電子メールであった。

同月19日、実施機関は、異議申立人に対し、当該処分の一部公開した電子メール以外の電子メールは削除されており、公開した行政文書に漏れはない旨の回答をした。

(3) 異議申立人は、本件公開請求において、実施機関の職員が平成22年8月30日から平成23年4月7日までに送受信した電子メールのうち、上記(1)の処分の一部公開した電子メール5通を除いて削除した理由が記載された行政文書を求めているが、実施機関において、当該文書は作成又は取得されていない。

第4 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分の取り消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 平成26年11月17日付け26市経市第92号「個人情報一部開示決定通知書」により、2010年10月18日9時37分に職員Bから送信され、職員Aが受信した「ハラスメント審査会の開催について」という件名のメールが開示され、このメールの写しは名古屋市個人情報保護審議会に職員Aのパソコン端末から提出されている。

(2) 平成26年6月5日付け25総務第165号の4「個人情報開示決定通知書」により、開示された平成23年2月1日付け「ハラスメント申立に関する事実関係の調査について(依頼)」の起案文書に「全委員にメールにて事前確認済み」との記述がある。

(3) 情報公開請求等に係わった行政文書等について、1年間は廃棄してはならないという規定を無視して破棄した職員Aの行為は明らかに法令違反である。逆に存在するのに隠蔽して開示しないのであれば、その行為も法令違反である。法令違反でないことを証明し、説明責任を果たすためにも、

削除された理由又は開示しない理由があるはずなので、実施機関は適切な文書の特定を行い、開示すべきである。

(4) 実施機関は、情報公開制度を全く理解せずに、実施機関にとって不都合な文書等は特定せず、隠蔽するという恣意的な文書の特定をしている。その状況を名古屋市情報公開審査会及び個人情報保護審議会事務局も看過している。そのことについては、市政情報室窓口及び市民の声で説明を求めても、回答がない。

(5) 実施機関の弁明意見書の別添 1から別添 5までの添付資料について、実施機関にとって不都合な行政文書等は添付されていないため、弁明意見書の「3 実施機関の弁明(1) 本件公開請求の経緯」も極めて不自然なものとなっている。

(6) 職員Aがパソコン端末に5通の電子メールだけをあえて残して、他のメールを全て削除しているのには、それなりの理由があるはずである。開示対象になっているにもかかわらず削除してしまっているのは、名古屋市個人情報保護審議会事務局の責任である。したがって、事務局は実施機関にパソコンネットワークのメールサーバーのアーカイブ等の調査を適切に行い、実施機関が公開対象となる電子メールを適切に特定できるようにしていただきたい。

(7) 存在しているはずの行政文書が公開されないから、本件公開請求を行った。これは実施機関の情報公開に対する姿勢の問題である。

第5 審査会の判断

1 争点

本件行政文書の有無が争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事

案を判断する。

3 本件行政文書について

本件行政文書は、職員 A のパソコン端末における電子メール（以下「当該電子メール」という。）を削除した理由が記載されたものである。

4 実施機関における電子メールの管理について

上記 3 のとおり本件行政文書は、職員 A のパソコン端末における電子メールを削除した理由のわかるものであることから、当審査会が実施機関における電子メールの管理について調査をしたところ、次の事実が認められる。

(1) 実施機関には、電子メールの管理に特化した規程は存在しないが、情報の保護及び管理に関し必要な事項を定めた公立大学法人名古屋市立大学情報あんしん条例施行規程（以下「施行規程」という。）が存在する。

施行規程は、電子情報の管理についても定めており、電子情報とは、実施機関の保有する情報のうち、電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた情報であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものであり、電子メールは電子情報に含まれるとされている。

(2) 電子メールのうち、行政文書として管理すべき電子メールは、職員個人のパソコン端末において、電子メールのまま管理するのではなく、出力して共用のファイル等に綴じたり、写しを作成し共有のサーバーに保存する等、組織としての共用文書の実態を備えた上で当該新たに作成した文書を行政文書として管理することとしている。

(3) 一方、電子メールのうち、電話や F A X 等と同じく一つの連絡手段として使用するために作成された電子メールは、その内容が連絡事項のみのものも多くあると思料され、実施機関は、当該電子メールは行政文書の定義に該当せず、行政文書として管理すべきものとまで認められないことから、施行規程の対象となるものではないとしている。また、それらについての管理方法を定めた規程等は、上記(1) のとおり存在しないことから、削除を含めた管理方法は実施機関の職員の裁量に委ねられている。

(4) なお、実施機関は、異議申立人が上記第 4 で削除されたと主張する電子メールは、現時点において実施機関には存在していないと当審査会の調査に対して回答をしている。

5 本件行政文書の有無について

以上を踏まえて、当該電子メールが行政文書に該当しない場合と該当する場合に分けて以下のとおり検討する。

なお、行政文書とは、条例第 2 条第 2 号において、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものと定義されている。

(1) 行政文書に該当しない場合

実施機関においては、当該電子メールを性質に応じて分類した後、その性質から行政文書として管理すべきではないと判断した場合は、上記 4(3) のとおり、削除を含めた管理方法は実施機関職員の裁量に委ねられており、電子メールを削除する際に、その理由が記載された行政文書を作成することは通常想定されないことから、本件行政文書が存在していないとする実施機関の主張に特段不合理な点は認められない。

(2) 行政文書に該当する場合

実施機関においては、当該電子メールを性質に応じて分類した後、その性質から行政文書として管理すべきと判断した場合は、上記 4(2) のとおり、職員個人のパソコン端末において、電子メールのまま行政文書として管理するのではなく、組織としての共用文書の実態を備えた上で新たに作成した文書を行政文書として管理することとしている。

そのため、別途紙媒体等により管理されることとなった元の電子メールは、職員個人のパソコン端末にのみ保存されているものであること、組織としての共用文書の実態が十分に備わっているかについては疑義があること、また、別途組織としての共用文書の実態を備えた同内容の紙媒体等の行政文書が管理されていること等を踏まえると、当該電子メールを行政文書として保存しておく実質的な必要性が滅失したと実施機関が判断したことには合理性がある。

したがって、当該電子メールの削除を含めた管理方法は、行政文書として管理すべき電子メールには該当しないとの判断に基づき、上記(1)の場合と同様に実施機関の職員の裁量に委ねられていたと認められる。

よって、当該電子メールを削除する際に、その理由が記載された行政文書を作成することは上記(1)の場合と同様、通常想定されないことから、本件行政文書が存在していないとする実施機関の主張に特段不合理な点は認められない。

(3) 以上のことから、異議申立人が削除されたと主張する電子メールが行政文書に該当するか否かにかかわらず、本件行政文書が存在しないとする実施機関の主張は不合理とまではいえず、他に存在を認めるに足りる事情も認められない。

6 異議申立人は、異議申立書、反論意見書及び口頭意見陳述においても、実施機関がメールを削除したことについての自身の評価等を種々述べているが、これらは、本件処分の対象となる本件行政文書の存否についての主張とは認められない。

また、当審査会は条例第21条に規定されているように、公開決定等又は公開請求に係る不作為に対する異議申立てについて、調査審議する権限を有しているが、本件異議申立てにおける、実施機関がメールを削除したことについての異議申立人の評価等について判断することは、当審査会の権限事項ではない。

7 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

1 調査審議までの経過

年 月 日	内 容
平成26年12月 3日	諮問書を受理
平成27年 1月13日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
2月12日	実施機関の弁明意見書を受理
3月16日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は 意見陳述申出書を提出するよう通知
3月25日	異議申立人の反論意見書を受理
平成31年 1月17日 (第14回第 2小委員会)	調査審議
3月22日 (第15回第 2小委員会)	調査審議
4月19日 (第16回第 2小委員会)	調査審議
令和元年 5月24日 (第17回第 2小委員会)	調査審議
6月21日	異議申立人の意見を聴取

(第18回第 2小委員会)	
同日 (第18回第 2小委員会)	調査審議
7月19日 (第19回第 2小委員会)	調査審議
8月23日 (第20回第 2小委員会)	調査審議
9月20日 (第21回第 2小委員会)	調査審議
12月20日 (第24回第 2小委員会)	調査審議
令和 2年 1月17日 (第25回第 2小委員会)	調査審議
3月23日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野木昌弘、委員 豊島明子、委員 森絵里